

第二十四回 参議院通信委員会會議録第七号

昭和三十一年三月六日(火曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

二月二十九日委員白井勇君辞任につき、その補欠として白波瀬米吉君を議長において指名した。

三月一日委員石坂豊一君、滝井治三郎君、久保等君及び永岡光治君辞任につき、その補欠として中川幸平君、木村守江君、矢嶋三義君及び安部キミ子君を議長において指名した。

三月二日委員中川幸平君及び木村守江君辞任につき、その補欠として石坂豊一君及び滝井治三郎君を議長において指名した。

三月三日委員安部キミ子君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

本日委員矢嶋三義君辞任につき、その補欠として久保等君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松平 勇雄君
理事 島津 忠彦君
柏木 庫治君

委員

石坂 豊一君
新谷寅三郎君
滝井治三郎君
永岡 光治君
三木 治朗君
野田 俊作君
八木 秀次君

政府委員

郵政政務次官 上林山榮吉君
郵政省電氣 松田 英一君
通信監理官 平山 温君
郵政省電氣 濱田 成徳君
通信監理官 濱田 成徳君
監理局長 濱田 成徳君
事務局長 勝矢 和三君
常任委員 勝矢 和三君
会専門員 勝矢 和三君

説明員

日本電信電話 柳 勉君
公社副総裁 柳 勉君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件

○電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(松平勇雄君) 通信委員会を開会いたしました。

前回以後の委員の異動について御報告いたします。去る二月二十九日、白井勇君が委員を辞任せられまして、その補欠として白波瀬米吉君が委員に選任されました。また三月一日、石坂豊一君、滝井治三郎君、久保等君、永岡光治君が辞任せられ、その補欠として中川幸平君、木村守江君、矢嶋三義君、安部キミ子君がそれぞれ委員に選任されたのでありますが、その後今日までの間に、さき四君はいずれも再び委員に復帰せられました。以上御報告申し上げます。

○委員長(松平勇雄君) それではこれより本日の議事に入ります。

まず、ただいま御報告いたしました通り、久保君の委員辞任に伴う理事の補欠互選をいたしましたと思ひます。互選の方法は前例によりこれを委員長の指名に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。それでは理事に久保等君を指名いたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)を議題といたします。

○政府委員(上林山榮吉君) ただいま議題となりました日本放送協会の昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由と、これらに対する郵政大臣の意見書の提出につきまして御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条の規定によりまして、国会の承認を受けるため協会から提出され、郵政大臣はこれに意見を付することになっていたのでありますが、郵政大臣といたしましては、この収支予算、事業計画等につきまして、放送法の趣旨、放送事業の現状、

聴取者の要望等各方面からこれに慎重な検討を加えました結果、お手元にお配りいたしました通りの意見書を付して、国会の御審議をお願いすることになったのであります。

これら収支予算等につきましては大略御説明いたしますと、昭和三十一年度における事業計画につきましては、その主眼を、ラジオについては難聴地域の解消、老朽設備の改善及び放送番組の内容充実等に、また、テレビジョンについては札幌、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山の八地区における放送局の建設、既存施設の改善整備及び放送番組の内容充実等に置いております。

次に、収支予算におきましては、ラジオ関係については、前期繰越収支剰余金一億五千万円、収入百十六億六千七百八十万円を予定し、これに対し支出総額は、百十八億七千七百八十万円を予定しております。これを昭和三十一年度に比べますと、収入、支出ともに六億四千六百八十万円の増加となっております。

また、テレビジョン関係については、収入、支出ともに総額を十八億六千四百八十万円と予定しております。これを昭和三十一年度に比べますと、それぞれ六億五千八十万円の増加となっております。

なお、本年度の事業計画、収支予算においては、受信料をラジオ及びテレビジョンともに昭和三十一年度と同額のラジオ月額六十七円、三ヶ月二百円、テレビジョン月額三百円として、それぞれ計画されております。

次に、資金計画につきましては、本事業計画に基きまして、年度中における資金の出入に関する計画を記載してございまして、

以上、日本放送協会の事業計画、収支予算等は、協会の経営がラジオについてはほ安定段階にあり、テレビジョンについては発展段階にある趨勢のもとにおきまして、国民負担を最小限度にとどむべき必要と、協会財政の事情、融資事情等を勘案した場合におきまして、おおむね妥当なものと認められます。

これをもちまして、わたくしの説明をひとまず終りたいと思ひますが、何とぞすみやかに御承認を賜りますようお願いいたします。

○委員長(松平勇雄君) 本件につきましては、本日はこの程度にとどめることにいたしまして、この際ちよっとお諮りいたします。今後本件審査のため参考人として日本放送協会役員の出席を求める必要がある場合には、随時委員長からこれを求めることとして、あらかじめその取扱いを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○新谷寅三郎君 資料の要求をしたいのですが、大した資料ではないのですが、これは郵政省でお取りまとめ願えればけっこうなんです。テレビジョン

をNHKが始められます当初に、いろいろ資金の計画とかあるいは収支の見積り、従ってこれはいつになれば収支償うようになるかと、あるいは借入金金をどういうふうに返済できるだろう。これはまあテレビジョンの普及状態とにらみ合せて考える。そういう初めの予定が一応できておったと思ひます。それと比べて、従来の実績、従ってまあこの三十一年度のいろいろの計画にも関連することなんです、それと比べて、一体どういうことになつてきたか。年度別にその予定計画と比較しながら対照表のようなものを作つて出していただきたい。

○政府委員(上林山榮吉君) はい。

○委員長(松平勇雄君) それでは次に、電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)を議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。御質疑の御ありの方は順次御発言をお願いします。

○永岡光治君 それでは御質問申し上げますが、直接これとは関連ございせんが、お伺いしたいことは、ただいま電電公社の組合から調停委員会に要求項目を付されて、中央調停委員会から調停案が示されていますが、私たちが新聞紙上を通じてこの内容を承知しているのではありませんが、これに対する態度はどのような態度で臨もうとしておられるのか。もうすでに調停が示されてから今日、数日を経過いたしておりますが、これに対して何ら明確な態度を示していないということは、今後これを長引かせれば長引かせるほど、私は争議を激化させる原因になると思ひます。承われれば組合では受諾の意

向があるようでありまして、公社側においてはこれを受諾するの、か、どうなのか、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○説明員(柳勉君) 今お示しの通り、全電通との紛争に關しては、調停委員会の調停をお願いしておつたのでございまして、三月二日に調停案が双方に對して提示されたのであります。もとより私も紛争をなるべく早く円満に解決したいというのを希望いたしておりますと同時に、調停委員会にこの事案の解決に對して申請いたしましたのでございまして、調停案に對しては双方ともその趣旨を尊重して、これの諸否を決定しなければならん次第でございまして。そこで規定としてましては一週間内ということになつておりますので、この八日が期限になつておりますが、委員会の希望としては、なるべく本日というより早急な御希望もあつた次第でございまして。しかし、私どももいたしましては、本日に調停案に對する意見を提出するのは困難かと存じて、その際も一応の情勢というものはお話しいたしておつたのでございまして、この問題は御承知のように、調停委員会におきましても調停の期間を越えまして、かなり慎重に検討された案件でございまして。私どももこれを示しては、すでに新聞等にも出ておりますが、三項目ばかりは予算的措置を要するといふようなことにも相なつておりますので、私どもも公社の性格といたしましては、予算措置につきましては、もちろん政府、郵政大臣が予算を提出しなければならぬという形になつておりますので、私どもも政府機関の意向もできるだ

けこれを知ると同時に、公社自体としてこの調停案に對していかなる決定をいたしますか、これはこの事案の相当内容の複雑性と申しますか、また、現在の情勢のきわめて重大なることにもかんがみまして、きわめて慎重にかつた、なるべく早くこれに對しまする公社の意見を決定しなければならん、こういうことでございまして、本日回答をいたすという事は、ちよつと困難な事情にありますが、私どもでもできれば本日この回答を一両日延期していただきまして、その間できるだけ早く意見を決定して回答いたしたい、こういう考えで現在おる次第であります。

○永岡光治君 どうもただいまの御答弁を承つておりますと、わかつたようにならぬからんやうな非常にあいまい模糊たるものがあるのですが、公社側ではこれをのむという腹でおるのかどうか。郵政当局に相談をしなければならぬということですが、これは郵政当局は監督官庁でありますから、予算の提出ということについては、郵政当局の承認を求めるといふこととありますが、これは調停でありまして、私は特にここで承認を求めなければならぬというものではないと思ひます。しかし、この補正等が必要といふことで郵政当局の承認を求めなければならぬというのであれば、それは一応了解いたします。しかしそれは公社側が決定して郵政当局にそれを承認といふんですか、承認といつても、これは形式上の問題でありましようけれども、そういうものと私は理解しておりますので、これは問題は公社側が態度をきめませんと、その公社側の態度をき

めるに當つて郵政当局の意向を聞くといふことに至つては、私は了解に苦しむのであります。そういうことからおくれしていることはなほ遺憾であります。争議を私たちは早く解決したいというのが国民の声だろつと思ひます。本院におきましてもこれはしほしは論議されたところでありまして、政府当局におきましても、これはそういう調停とか、あるいは人事院勧告というものを尊重するという態度をしほしは言明いたしておりますし、しかも法に照らして組合の争議がもし違法であるといふことであれば、断固処断するといふ、その裏は政府も調停はきわめて尊重する、嚴重に尊重するといふことになるのでありますから、もしこれを尊重しないといふことであれば、組合が争議を長引かせて、相當な違法行為が行われても、これに對して処断するといふ立場をとるには、私はあまりにも政府があるいは公社側にじくじたるものを感じざるを得ない、そういう考えを持つておりますので、私はこの問題の円満なる解決を望むならば、むしろ公社側は一日もすみやかに態度を決定して、もうすでに決定してなければならぬと思ひますが、私は公社の予算を拝見してできると確信するものであります。それで私は早急に結論が出ると思ひますが、何かできない理由があるのではありませんし、その経理的、予算の内容客として困難だといふのがあるのもしようか。

○説明員(柳勉君) 諸否の決定というものが、調停案に對する一番大事なことでございまして、それにつきましても、ただいま申し上げたやうな事案が、

きわめて重大でありますので、私どもは十分これを検討して、公社自体の意思決定をいたしたいといふ考えで目下いたしておるものでございまして、決して漫然と、あるいは他の方の關係でおくらしておるものではないと思ひます。ただし、これはまだ調停委員会に對して正式に回答はいたしておりませんから、ただいまのところは一体受けるのか受けないのか、またこれに對する意見はどうなのかといふことにつきましては、しばらくその発言は遠慮さしていただき、こゝろから考えてお答えいたしたいやうな次第であります。もちろん今御指摘のように、私どももなるべく早くこの紛争を円満に解決したいといふことで、十分あらゆる角度から検討いたしまして、私どもとしてもある程度の、もちろん決定的な意見を持つておる次第でございまして、これにつきましても、最後の決定に至るまで、なお若干の日時をほしい、こゝろからいふやうな状況にあるのでござい

ます。

それからなお、この調停案に對して、一体公社は予算的にやれるかやれないかといふお話しでございますが、これに對しましては、もちろん予算的には何も現在においては措置されてないのでございまして、新聞に示された記事では、予算的措置を講ずるものといふことについては、今後の措置に待たなければならぬといふ性格を持つておる次第であります。

○永岡光治君 私は態度を明確に早急にきめてほしいという点について明確にしたいと思ひますが、郵政当局が組合が受諾するかしないか、そういうことに左右されますか、されません

か、その点だけお聞きしたい。つまり組合の方で受諾するという回答がなければ、公社としては受諾するという態度をきめられないのかどうか。その点を一点お伺いしたい。

○説明員(勸勉君) これは必ずしも組合の態度、その他の企業体の態度等によって決定されるものではなく、公社としましては、独自の見解で決定しますが、もとより諸般の事情を私どもは最も正確に判断しまして、公社自身として決定してゆきたい、こういう考えであります。

○永岡光治君 諸般の情勢というのは、たとえは列挙すればどう、いうことでございませうか。

○説明員(勸勉君) これはもちろん公社の財政、また予算の措置をとるならばその見込みとか、そういうものを考えますと同時に、この調停案自体、御承知のように各公社、五現業等も申請しておる状況にあるのでありますから、それらいろいろな状況を勘案して決定されて、決定案というものは出ると存じますし、私どもの考えとしては、公社自体の財政的な内容、今後の業績というものを考え、また主文の説明にあるところのものもよく理解いたしまして回答いたさなければならぬ、こういうふうに考えております。

○永岡光治君 調停案の中に示されております第一項及び第二項、つまり金額及び時期は明示されておられませんけれども、現在の給与は妥当でないのか、適当な機会に改訂をすべきであるのか、こういう趣旨のことを言われておるのが第一項だと私は思うのであります。それから一時金として五千円以上を年度内に支給しろというのが、これが

第二項だと思っておりますが、そう理解して、そういう一点と二点についてお尋ねするわけですが、この点を、第一項の給与ペースをいつ上げるか、それからどの程度にするか、こういう点については、これは調停委員会という説明を受けたことだろうと思うのであります。今その点を検討中というのであります。それはどういふような態度で今それを検討されておるのであるまいしょうか。

○説明員(勸勉君) この主文に示してあるところの意味につきましては、これはやはり公社側としましては組合側といたしまして、調停委員会にある程度の説明を求めたのであります。その受け取り方、解釈の仕方というものは、あるいは組合側とわれわれの方と違ふ場合もあるかと思いますが、この調停案の文書自体を拝見しますれば、給与が必ずしも妥当ではないというところが、直ちにペースアップしようというところのようにも解釈されまじやうし、また私どもは新給与体系を最近におきまして実施しましたのであります。その中には必ずしも他の企業と同一でないものもあります。また、新給与体系を実施しまして若干是正を要するといふような問題も含んでおるというように、いろいろこの内容については考えられる次第でございまして、ただいま御質問の、どういふ態度でこれを検討しているのだとおっしゃいます。私ども現在の給与自体についても十分検討をいたしております。同時に、この主文の考えておるところを、調停委員会に直接説明を求めまして判断する点もございしますが、ただいまのところ、私どもとしましては基本的には調停案は、これは当然という機械の調停でございまして尊重しなければならぬ。しかしながらやはり公社の財政その他説明にある点等につきましても私どもの判断というものは十分に加えて、責任ある回答をしなければならぬ、こういう立場で考えておるのでございまして、ただいまのところこれに対する決定的な見解を申し述べたことは、もうしばらく時期をかりしていただきたいと思います、こういうことでござい

ます。

○永岡光治君 私はあまり時間をとることを好みませんので、次回の委員会でも検討しようですが、ただ明確にしておきたいのは、ただいまの回答ではどうも不明確なので、何か遠慮をされておるのではないかと印象を受けてならないのですが、そこでこれを尊重するといふ態度は承わっておりますが、そうすると明確にいたしたい第一点は、これを拒否して仲裁委員会に持ち込むという考えがあるかどうか。またこれを明確にしたいと思

います。

○説明員(勸勉君) それは最後の意見の決定がまだできておりませんので、これを仲裁に持っていくのか、あるいは全面受諾にするのか、あるいはいろいろ条件的な意見も加えて受諾するか、その点はただいまこの席でお答えする時期ではない、こういうふうにお答えするほかないのでござい

ます。

○永岡光治君 今予想される……、今日まで検討されてきたと思うのですが、今日まで検討されて、これを受諾するかあるいは受諾されない方向に行くか、その点についてはどうお考えでありますか。

○説明員(勸勉君) ただいま申し上げました通り、私どもはなるべくすみやかに紛争の円満解決を希望し、また、調停というものについては尊重すべきものという考えでこの案件を、調停案を検討いたしておりますので、今そういうことを申し上げるのは遠慮させて

いただきたいと思います。

○永岡光治君 どうも追及しても答弁できない場合は、私はあえて追及しようがないのですが、私は何もここで言質を取ってどう言つたからどうこう、というふうな考えを持っておりませんが、のめそうにあるのかないのか、まあめるよう努力はしているがまだ言う段階ではないというところ、めるなどという印象を受けるのですが、私の理解は誤りでしうか、これから聞いた方が早いと思うのですが……。

○説明員(勸勉君) 何と申しまして、国会の一番権威のある席上でございまして、調停委員会にまだ回答していないことについては、しばらく御猶予を願いたいと思

います。

○永岡光治君 それではこれ以上私は追及いたしません。冒頭私から申し上げ、また副総裁みづから言明いたしておられますように、争議はこれ以上長引かすべきものではない、こういう私たちも前提に立っております。それからその次の点はやはり調停案が出たならば、これは組合側においても、あるいは管理者側においても、不満であるという態度でいかなければならぬ、こういう態度でいかなければならぬ、というところが第二点、そういうことからするならば、もしこの調停を受諾しないとか、あるいは長引かすというふうなことになる、その責任はあけて

政府及び経営者当局の方に負わされてもこれはやむを得ない。従って争議が激化されるおそれ私は憂えるものでありますから、そういうことのないように早急に態度をきめてもらいたいというのを強く要望すると同時に、そういう観点からするならば、仲裁裁定にかけるべきでない。この第一次段階で円満に事態を解決するという慣行をこの際打ち立てるべきである、こう考えておる次第であります。この私の要望なり、信念といえますが、こういう考え方について副総裁は賛成をされますか。それともそうでないというお考えでございませうか。

○説明員(勸勉君) もちろん組合側といたしましては、公社経営者側といたしましては、紛争を好んでおる次第ではないのでありますから、早く紛争は解決し、また紛争によって利用者の皆さんに御迷惑をかけるようなことは、経営者としても決して望んでおることではないのであります。これは今おっしゃった通りでござい

というものは、絶対に尊重するが、それがすなわち肯定であるということではない。それを尊重して事実をよく各立場から検討して回答するということが、この機関の存在する一つの理由である。私どもはそう考へておる次第でございます。ただいまの御趣旨に對しては、基本的考へとしては私どもは全く同じような考へを持つておる次第であります。

○永岡光治君 態度はいつごろに大体決定されますか。

○説明員(勸勉君) 実は本日までに回答を得たということが委員会の御希望でございましたが、本日は困難でありますので、公社といたしましてはこれを八日までお待ちを願いたいということ、今日はお願ひにあがりた、こういう考へでおりますので、八月に意見を出せるように取り運びたい、こういう考へでおります。

○永岡光治君 この問題については私は次の機会に譲りまして、本日のところはこの程度にとどめたいと思ひます。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言ございせんか。……それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部改正反對に關する請願(第五九〇号)
- 一、北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願(第六〇〇号)
- 一、簡易保険の保険金最高制限額引上げに關する請願(第六〇一号)

一、簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に關する請願(第六〇二号)

一、簡易保険診療所の増設等に關する請願(第六〇三号)

一、宮城県中新田駅前郵便局の集配事務存続に關する請願(第六三八号)

一、岩手放送株式会社の放送局出力變更に關する請願(第六七八号)

一、郵便年金支払額更正に關する請願(第六七九号)

一、広島県大柿町深江に無集配特定郵便局設置の請願(第七〇一号)

第五九〇号 昭和三十一年二月二十日受理

お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部改正反對に關する請願

請願者 東京都杉並区西荻窪一ノ三〇 高島殿

紹介議員 山本 經勝君

お年玉つき年賀葉書寄附金の運用に關し郵政当局が新団体を設立してその実権を掌握しようとしているが、(一)寄附金を受けける事業の範囲を拡大すること、(二)寄附金の使途を施設または設備に限ることは適當でない、(三)郵便基金管理會を設けることは絶対に許さるべきでない、(四)審査委員會は設ける必要がない等の理由によつてお年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部改正には反對であるとの請願。

第六〇〇号 昭和三十一年二月二十一日受理

北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願(二通)

請願者 北海道札幌市南十三条

第六〇一号 昭和三十一年二月二十一日受理

簡易保険の保険金最高制限額引上げに關する請願(二通)

請願者 北海道札幌市南十三条

西五丁目 福山甚三郎 外三十六名

紹介議員 千葉 信君

わが国はじめての国立有料老人ホームである簡易保険、郵便年金加入者ホームが熱海に設置されたが、北海道は国の総合開発の一環として最も重要視されるに至つたところ、その地理的条件あるいは文化的その他の生活環境は他の都府県よりも恵まれない幾多の面があるから、北海道地方の加入者が容易に利用できる加入者ホームを当地方に優先的に設置せられたいとの請願。

第六〇二号 昭和三十一年二月二十一日受理

簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に關する請願(二通)

請願者 北海道札幌市南十三条

西五丁目 福山甚三郎 外三十六名

紹介議員 千葉 信君

現在の経済事情から考へて簡易保険の保険金最高制限額十五万円は金額が少く保険の効果が乏しいから、国民の経済生活の安定擁護の本旨にそつて、その保険金最高制限額を三十万円程度まで引き上げられたいとの請願。

第六〇三号 昭和三十一年二月二十一日受理

簡易保険診療所の増設等に關する請願(二通)

請願者 北海道札幌市南十三条

西五丁目 福山甚三郎 外三十六名

紹介議員 千葉 信君

ら、今一段と積極的に地方の産業振興並びに発展のために融資の範囲を拡大せられると共に、又短期融資は逼迫している地方財政に寄与するところが頗る多く自治体に対して重要な役割を果しているからその融資額を大幅に増額せられたいとの請願。

第六〇四号 昭和三十一年二月二十一日受理

簡易保険診療所の増設等に關する請願(二通)

請願者 北海道札幌市南十三条

西五丁目 福山甚三郎 外三十六名

紹介議員 千葉 信君

国民大多数を加入者とする簡易保険の使命はまことに大きく、簡易保険加入者の健康保持増進は国民全般の健康保持増進に通ずるものであり、戦前は簡易保険の健康相談所が各地に設けられて多くの加入者がこれを利用し、その価値は重要視されたものであるが、無医村ならびに医療機関に恵まれない多くの地区があり、かつ、交通不便の地域が多い北海道においては、一そう簡易保険診療所の増設と巡回診療の必要性が強いから北海道に簡易保険診療所の大幅の増設と巡回診療の拡充を図られたいとの請願。

第六〇五号 昭和三十一年二月二十一日受理

宮城県中新田駅前郵便局の集配事務存続に關する請願

請願者 宮城県古川市新堀 岩崎英夫外四百名

紹介議員 三浦 義男君

町村合併により宮城県中新田駅前郵便局が縮小され無集配局になる場合は、

第六六八号 昭和三十一年二月二十三日受理

岩手放送株式会社の放送局出力變更に關する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸六一 岩手放送株式社長 岩龜精造

第六七九号 昭和三十一年二月二十三日受理

郵便年金支払額更正に關する請願

請願者 愛媛県今治市吉本通 榊真六外二百二十二名

岩手放送株式会社の放送局出力變更に關する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸六一 岩手放送株式社長 岩龜精造

岩手放送株式会社の経営する放送局JODFの出力は昼間一キロワットであるが夜間五百ワットに過ぎないため、夜間において容易に聴取できる区域は極めて狭少な区域に過ぎず、加ふるに地元盛岡市には十キロワットの強大な出力を有するNHK盛岡放送局があるため、常に両者は比較対照されて批判的となり、それによつて生ずるラジオ岩手の不人気は商業放送として致命的ともいふべき打撃を受けているから、ラジオ岩手の出力を夜間一キロワットに増力せられたいとの請願。

第六七九号 昭和三十一年二月二十三日受理

郵便年金支払額更正に關する請願

請願者 愛媛県今治市吉本通 榊真六外二百二十二名

紹介議員 湯山 勇君

郵便年金加入の老人は、青春の楽しみを犠牲にし刻苦勉勵して加入したにもかかわらず、今はきわめて少額の支払を受け期待に反した苦しい生活を送っているが、同法の主旨であり目的である国民生活の安定と、加入者の老後の保障を優先的に考慮し、さらに社会保

障の水準を過度に引き上げた恩給制度とも考えあわせて、年金支払額を今日の物価指数に換算して支給せられたいとの請願。

第七〇一号 昭和三十一年二月二十四日受理

広島県大柿町深江に無集配特定郵便局設置の請願

請願者 広島県佐伯郡大柿町大

字深江 荒神清一外八

百十四名

紹介議員 仁田 竹一君

広島県大柿町深江地区は、日常生活に密接不可分の関係にある通信機関が峠を越えた遠隔の地にあるため常に不利不便を感じ、無集配特定郵便局の設置は永年にわたる当地区民の念願であるから、今般大柿町郵便局舎が移転するに伴い是非とも深江地区に無集配特定郵便局の設置を実現せられたいとの請願。

昭和三十一年三月八日印刷

昭和三十一年三月九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局